

**例 1**

令和 5 年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 (フリガナ) 氏名	北九州市 戸畑区 中原西 二丁目2番21号 養護老人ホーム長寿園			生年月日	年金の種別 老齢基礎・厚生
区分	支払金額	源泉徴収税額			
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	<b>A</b> ***1,306,785 円	*****0 円			
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	*****0 円	*****0 円			
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	*****0 円	*****0 円			
所得税法第203条の3第7号適用分	*****0 円	*****0 円			
本人 特別障害者 その他の障害者 ひとり親 寡婦	源泉控除対象配偶者の有無等 一般 老人	控除対象扶養親族の数 特定 老人 その他	16歳未満の扶養親族の数	障害者の数 特別 その他	非居住者である親族の数
		0人 0人 0人	0人	0人(0人) 0人	0人
					<b>B</b> 社会保険料の額 *****69,060 円
源泉控除対象配偶者 (フリガナ) ***** 氏名 *****	区分	(摘要) 【社会保険料の内訳】			
控除対象扶養親族 (フリガナ) ***** 氏名 *****	区分	介護保険料額 54,930円			
(フリガナ) ***** 氏名 *****	区分	後期高齢者医療保険料額 14,130円			
16歳未満の扶養親族 (フリガナ) ***** 氏名 *****	区分				
(フリガナ) ***** 氏名 *****	区分				

支払者 法人番号 6000012070001  
東京都千代田区霞が関1丁目2番2号  
官署支出官 厚生労働省年金局 事業企画課長

<b>A</b>	<b>B</b>	<b>C</b>	<b>D</b> A-B-C	入所の可否
支払金額	社会保険料	公的年金控除額	<b>所得額</b>	
1,306,785	69,060	1,100,000	137,725	入所対象

(45万円以下)

**例 2**

令和 5 年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 (フリガナ) 氏名	北九州市 戸畑区 中原西 二丁目2番21号 養護老人ホーム長寿園			生年月日	年金の種別 老齢基礎・厚生
区分	支払金額	源泉徴収税額			
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	<b>A</b> ****918,115 円	*****0 円			
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	*****0 円	*****0 円			
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	*****0 円	*****0 円			
所得税法第203条の3第7号適用分	*****0 円	*****0 円			
本人 特別障害者 その他の障害者 ひとり親 寡婦	源泉控除対象配偶者の有無等 一般 老人	控除対象扶養親族の数 特定 老人 その他	16歳未満の扶養親族の数	障害者の数 特別 その他	非居住者である親族の数
		0人 0人 0人	0人	0人(0人) 0人	0人
					<b>B</b> 社会保険料の額 *****52,140 円
源泉控除対象配偶者 (フリガナ) ***** 氏名 *****	区分	(摘要) 【社会保険料の内訳】			
控除対象扶養親族 (フリガナ) ***** 氏名 *****	区分	介護保険料額 35,210円			
(フリガナ) ***** 氏名 *****	区分	後期高齢者医療保険料額 16,930円			
16歳未満の扶養親族 (フリガナ) ***** 氏名 *****	区分				
(フリガナ) ***** 氏名 *****	区分				

支払者 法人番号 6000012070001  
東京都千代田区霞が関1丁目2番2号  
官署支出官 厚生労働省年金局 事業企画課長

<b>A</b>	<b>B</b>	<b>C</b>	<b>D</b> A-B-C	入所の可否
支払金額	社会保険料	公的年金控除額	<b>所得額</b>	
918,115	52,140	1,100,000	▲ 234,025	入所対象

(45万円以下)

例2の方は、上記のほかに**遺族年金**約80万円を受給されていますが、遺族年金は税金の対象となりません**(非課税)**ので、入所の対象となります。